

1. 事業の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律改正(平成20年6月)により、

都道府県並びに指定都市、中核都市及び特例市の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画において区域全体の削減計画の策定が義務付けられ、

また、都市計画等の関連施策との連携を図ることを求めることとされた。

これを受け、環境省では、目標設定の考え方、都市計画等との連携を含めた対策・施策の立案の考え方を示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を策定し、自治体に対する説明会及び研修会の開催等に取り組んでいる。

しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現に向けては、総合的・複合的な削減効果の推計手法、対策・施策実施手法が未だ確立されておらず、都市の特性(土地利用・交通分野であれば20程度に分類)に応じ、最新の知見を踏まえた対策・施策のパッケージを国として提示することが実行計画の策定・充実を進める上で、必要である。

新成長戦略においても、「「緑の都市化」と都市・地域構造の低炭素化等に向けた制度の構築、取組の推進」が位置付けられているところ、都市の特性に応じた施策パッケージの提示は、今後の地方公共団体におけるまちづくりの重要な指針となり、主に低炭素まちづくり分野での新技術の開発や新事業の展開などの「グリーン・イノベーション」を促進することが期待される。

特に都市施策を担う市町村レベルでは、区域全体の削減施策の策定が義務化された特例市以上の人口カバー率は約4割に留まっており、温対法第20条第2項において努力義務を課されているそれ以外の都市における実行計画策定を促進するため、施策パッケージの提示が極めて重要である。

さらに、本業務の成果をマニュアルに反映していくため、有識者を含めた検討会を開催し、マニュアル改訂作業を進める必要がある。

2. 事業計画

温室効果ガスの削減手法に関し、現在、地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項第3号)について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。候補となる対策・施策は以下の分野

土地利用・交通分野(地域特性に応じて日本の都市を20程度に分類。平成22年度は2都市を選定。平成23年度は8都市を選定予定。)

例: 道路空間の再配分によるLRTの新設、LRT停留所周辺の人口密度増加、コミュニティサイクルの導入等による端末交通の強化、市街化区域の縮小等のパッケージ施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立

街区・地区単位の対策・施策分野(平成22年度は1都市を選定。平成23年度は3都市を選定予定。)

例: 建築物高さの統一や建蔽率の増加による太陽光発電の発電量の増加、道路空間の再配分による緑地の増加による気候緩和効果、大気熱ヒートポンプから地中熱ヒートポンプの切り替えによる気候緩和効果、複

数建物のエネルギー管理の一括化、地域熱供給の導入等のパッケージ
施策の実施手法及び相乗効果を考慮した削減効果の推計手法の確立
など
(事業実施期間)平成22から24年度

想定する都市・街区分類

土地利用交通分野

大都市圏(三大都市圏)中枢、大都市圏郊外、地方中枢都市(政令市)、
地方中核都市(約20万人以上)、地方都市(5~10万人)及び郡部のそれ
ぞれについて、必要な対策・施策パッケージの強度(3~4区分)ごとに分
類。例えば、同じく地方中核都市である松山と宇都宮では、一人当たり自
動車CO₂が約4割程度違い、両市で対策・施策パッケージ、実施過程が異なる。

街区・地区単位の分野

工業都市、大都市の業務集積地、地方都市の業務集積地、都市郊外部、
住宅地、農村部

3. 施策の効果

- ・研究結果を参考として各地方公共団体が実行計画を策定・実施をする際に効果的な対策・施策を導入することにより温室効果ガスの削減に寄与する
- ・地球温暖化対策中長期ロードマップ地域づくり部門削減量の精緻化
- ・マニュアル(第2版)の作成により実行計画(区域施策編)策定率の向上及び計画の内容の充実

地方公共団体実行計画実施推進事業費

背景

平成20年6月に改正された温対法において、都道府県及び特例市以上の地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画を拡充し、区域全体の削減施策の策定が義務付けられ、かつ、都市計画等の関連施策との連携を図ることも求められている。しかし、集約型・低炭素型都市構造の実現等の対策・施策については、その実施手法が未だ確立されておらず、中長期の大幅削減の必要性を踏まえれば、**都市の特性(土地利用・交通分野であれば20種程度に分類)ごとに国としての最新の知見を踏まえた実施手法を検討し、地方公共団体に対策・施策のパッケージを提示する必要がある。**さらに、地球温暖化対策基本法が成立した場合、地方公共団体実行計画の上位計画が実施計画に変更されることから、実施計画の内容を踏まえたマニュアルの改訂を行う必要がある。

概要

1. 地方公共団体でほとんど実施されていない取組のうち、大幅な削減効果があると考えられている先進的な対策・施策について、その削減効果、実施手法等の詳細について調査を行なう。
2. 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアルの改訂を行うため、有識者を交えた検討会を開催し、改定案を作成する。

土地利用・交通分野

低炭素地域のイメージ図(例)



地域に応じた土地利用の集約と低炭素交通システムの統合的な計画

街区・地区単位の対策・施策分野

